

議案第 6 2 号

大口町道路占用料条例の一部改正について

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、前回の改正からの地価下落を反映させた道路占用料の額に改正するため必要があるからである。

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例

大口町道路占用料条例（平成３年大口町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第６号及び第９号中「第１号に該当するもの」を「第２号に該当するもの」に改め、同項各号を１号ずつ繰り下げ、同項に第１号として次の１号を加える。

- (1) 道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「政令」という。）第７条第８号に掲げる応急仮設建築物
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件		単位	占用料
第1種電柱		1本1年につき	円 820
第2種電柱		1本1年につき	1,300
第3種電柱		1本1年につき	1,700
第1種電話柱		1本1年につき	730
第2種電話柱		1本1年につき	1,200
第3種電話柱		1本1年につき	1,600
その他の柱類		1本1年につき	73
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	7
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル1年につき	4
路上に設ける変圧器		1個1年につき	720
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	440
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,500
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	610
広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	1,800
その他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物）		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	44
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	66
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	88
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	180

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	310
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	440
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	880
軌条類		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
歩廊及び日覆類		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
上空に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき	890
地下に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき	530
その他のもの(法第32条第1項第5号に掲げる施設)		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	18
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	180
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	180
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	1,800
標識類		1本1年につき	1,200
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	18
	その他のもの	1本1月につき	180
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	18
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	180
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	1,800
	その他のもの	1基1月につき	890
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積1平方メートル1月につき	180
仮設建築物、仮設店舗		占用面積1平方メートル1月につき	150

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 平成２３年４月１日前に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３２条の規定により許可を受け、道路を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用する場合の当該占用物件に係る平成２３年度以後の各年度の占用料の額は、当該占用物件に係る平成２２年度の占用料の額（当該占用物件に係る平成２３年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成２２年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占用物件に係る平成２３年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成２２年度の占用の期間として改正前の大口町占用料条例第３条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額）に平成２２年４月１日から平成２３年度以後の各年度の４月１日までに経過した年数を指標とする１．１のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）とする。ただし、調整占用料額が、改正後の大口町道路占用料条例第３条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額（以下「新占用料」という。）を上回る場合は、新占用料とする。

大口町道路占用料条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(占用料の減免) 第7条 略 <u>(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第8号に掲げる応急仮設建築物</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する配水管及び給水管（<u>第2号に該当するものを除く。</u>）</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所標識及び待合所（<u>第2号に該当するものを除く。</u>）</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u>	(占用料の減免) 第7条 略 <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する配水管及び給水管（<u>第1号に該当するものを除く。</u>）</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所標識及び待合所（<u>第1号に該当するものを除く。</u>）</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u>

(新)

別表（第3条関係）

占用物件		単位	占用料
第1種電柱		1本1年につき	円 <u>820</u>
第2種電柱		1本1年につき	<u>1,300</u>
第3種電柱		1本1年につき	<u>1,700</u>
第1種電話柱		1本1年につき	<u>730</u>
第2種電話柱		1本1年につき	<u>1,200</u>
第3種電話柱		1本1年につき	<u>1,600</u>
その他の柱類		1本1年につき	<u>73</u>
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	<u>7</u>
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル1年につき	<u>4</u>
路上に設ける変圧器		1個1年につき	<u>720</u>
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	<u>440</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,500
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	<u>610</u>
広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
その他のもの(法第32条第1項第1号に掲げる工作物)		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>31</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>44</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>66</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>88</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>130</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>180</u>

	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>310</u>
	外径が0.7メートル以上 1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>440</u>
	外径が1.0メートル以上 のもの	長さ1メートル1年につき	<u>880</u>
軌条類		占用面積1平方メートル1 年につき	1,500
歩廊及び日覆類		占用面積1平方メートル1 年につき	1,500
上空に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1 年につき	<u>890</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1 年につき	<u>530</u>
その他のもの(法第32条第1項第5号に掲げる施 設)		占用面積1平方メートル1 年につき	1,500
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一 時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1 日につき	<u>18</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1 月につき	<u>180</u>
看板(アーチであるも のを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1 月につき	<u>180</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートル1 年につき	<u>1,800</u>
標識類		1本1年につき	1,200
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一 時的に設けるもの	1本1日につき	<u>18</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>180</u>
幕	祭礼、縁日等に際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方メートル1 日につき	<u>18</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1 月につき	<u>180</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>1,800</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>890</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置 場		占用面積1平方メートル1 月につき	<u>180</u>
仮設建築物、仮設店舗		占用面積1平方メートル1 月につき	150

備考

1 ～ 3 略

(旧)

別表 (第3条関係)

占用物件		単位	占用料
第1種電柱		1本1年につき	円 <u>1,100</u>
第2種電柱		1本1年につき	<u>1,700</u>
第3種電柱		1本1年につき	<u>2,300</u>
第1種電話柱		1本1年につき	<u>970</u>
第2種電話柱		1本1年につき	<u>1,600</u>
第3種電話柱		1本1年につき	<u>2,200</u>
その他の柱類		1本1年につき	<u>75</u>
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	<u>10</u>
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル1年につき	<u>5</u>
路上に設ける変圧器		1個1年につき	<u>730</u>
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	<u>500</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,500
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	<u>630</u>
広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	<u>1,400</u>
その他のもの(法第32条第1項第1号に掲げる工作物)		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>50</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>75</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>500</u>
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>

軌条類		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
歩廊及び日覆類		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
上空に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>910</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>460</u>
その他のもの(法第32条第1項第5号に掲げる施設)		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>14</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>140</u>
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>140</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>1,400</u>
標識類		1本1年につき	1,200
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>14</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>140</u>
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>14</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>140</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>1,400</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>680</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積1平方メートル1月につき	<u>140</u>
仮設建築物、仮設店舗		占用面積1平方メートル1月につき	150

備考

1～3 略